

事例 その他 知的財産の管理運営 ~久留米大学~	本事例の中心人物 理事会、経営戦略会議 経営改善実施本部 知的財産本部
---	--

事例内容

【概要】

久留米大学では、教育・研究・診療に加えて、大学の「知」をいかした社会貢献を「新たな使命」とした。大学の「知」をいかした社会貢献とは、大学等における学術研究成果を特許等の知的財産権として管理・活用し、社会に還元していくことである。このため、知的財産の創出、取得、管理、活用等のシステムを構築、推進し、研究成果の保護と社会への還元を図るため、平成 15 年度に知的財産本部を設置した。知的財産本部は、知的財産に関する管理・教育・啓蒙、発明・特許に関する相談、知的財産に関する学内外との連携を主な業務として活動している。知的財産本部設置後、国内外での特許等の出願件数が急激に増加した。設置前の平成 12～14 年度の出願件数が 3 件だったのに対し、15 年度 26 件、16 年度 59 件、17 年度 58 件、今年度も 12 月現在で 28 件となり、設置後の出願件数は合計で 171 件となっている。

【背景】

平成 10 年 10 月 26 日の大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について - 競争的環境の中で個性輝く大学 - 」後、同大学は経営戦略会議と経営改善実施本部を設置した。経営戦略会議答申において外部資金調達促進が直ちに取り組むべき事項として挙げられ、経営改善実施本部の経営改善実施報告書では外部資金調達の重要性等が報告された。また、平成 10 年度には、研究者からの具体的ニーズに応じて、特許出願管理を行うため発明規程を制定し、委員会を設置した。しかしながら大学発ベンチャー、産学連携の勢いが全国的に高まる中、複数案件の幅

広い管理を行うため、専門部門設置の必要性が大きくなっていった。加えて、21 世紀 COE による研究拠点形成、高度化推進事業他複数の研究プロジェクトの成果を保護する必要もでてきた。

【取り組み内容】

平成 14 年度に発明委員会において、技術移転機関（TLO）設置は採算性等の問題から同大学単独では困難と判断、また、TLO 設置の前に知的財産を保護管理する部門が必要と判断し、文部科学省が公募していた大学知的財産本部整備事業に応募する一方、知的財産本部を設置することを決定した。文部科学省大学知的財産本部整備事業は不採択となったが、知的財産本部の活動を推進する中、特許出願等に関する相談件数が増加していった。職員のみの特許等の管理活動に限界を感じ、特許庁が行う大学知的財産管理体制構築支援事業へ応募することを決め、採択に向けて法人、学長の強いリーダーシップのもと、教職員が連携し、公募説明会への参加、申請書類、ヒアリング資料等を作成した。その結果、平成 16 年度から 3 年間の構築事業として採択された。採択後は、知的財産本部副本部長、産学連携担当学長特別補佐を中心に、特許庁より派遣された知的財産管理アドバイザーの指導、支援を受けながら知的財産管理部門の構築を行ってきた。理事会は、知的財産による社会貢献を目指し、その重要性を認識し、知的財産本部の活動に理解を示した。教職員には、教授会やポータルサイトでの説明、特許出願等に関する相談の中で、知的財産の管理・活用に理解を求めた。

【結果】

教職員の中で知的財産に関する認識が高まり、特許等の出願件数が急激に増加した。同大学所有特許等は平成 17 年度末現在で国内外併せて 4 件となっている。内 1 件は職員が発明者である。また、同大学商学部の「知的財産の会計ディスクロージャー制度に関する研究 - 医薬特許価値評価モデル - 」が平成 17 年度特許庁研究事業大学における知的財産権研究プロジェクトとして採択されるなど、教学面での活性化にも知的財産の管理・活用に関する活動が役立っている。地域連携・協力では、福岡県が中心となって推進する福岡バイオバレー構想(バイオの産業集積)の中で、知的財産の保護活用について連携すること、バイオベンチャー4社が起業すること、企業からの研究契約やマテリアル契約が増加したことなどが挙げられる。

成功のポイント

大学の「知」を生かした社会貢献を「新たな使命」として他、平成 10 年頃から外部資金調達促進を挙げ、さらに特許出願管理を目的とした発明規程等を順次制定し、委員会等を設置した。さらに文部科学省が公募した大学知的財産本部整備事業に応募したあと、特許庁が行う大学知的財産管理体制構築支援事業に応募し、平成 16 年度から 3 年間の構築事業として採択された。採択後は、特許庁より派遣された知的財産管理アドバイザーの指導・支援により知的財産が組織的に活用されるようになった。

今後の課題(展開)

知的財産管理アドバイザーの継続的な指導・支援、学内関係者の一層の協力を求めて研究成果の保護と社会への還元を図るために設置されている知的財産本部の更なる活性化が求められる。この他、地域関係企業、他大学、海外企業等との連携をはじめ、各種の成果が学内の教学面でもさらに大きく貢献できることが期待される。

委員の所感

大学をあげて「知」を生かした社会貢献、研究成果の保護と社会還元等の意志を強く持ち続け、組織や規程の整備、関係事業への応募など努力を続けられた末に、特許庁の大学知的財産管理体制構築支援事業の採択となり、知的財産管理アドバイザーという専門家を置くこととなった。部門を設置し、規程を制定しても専門家が不在で有名無実になってしまう事がほとんどである。同大学は、組織を上げて努力を積み重ねた結果、教職員の間で知的財産に関する認識が高まり、特許の出願件数が急増したこと、さらにこれらの活動が、教学面でも役立つなどの優れた運営を継続中である。